

# 朝霞市障害者レクリエーション事業補助金 が始まりました。

障害のある方が参加するスポーツ活動やレクリエーション活動などのイベントに対し、補助金を交付します。

補助金

## 上限 2万円 まで



### 申請できる団体は？

市内に事務所または住所を有する右の団体が対象です。

- ★ 障害者団体
- ★ 支援者による団体
- ★ 障害福祉事業所
- ★ ボランティア等により組織される団体 など



### どんな内容が対象になるの？

スポーツ活動やレクリエーション活動などのイベントを企画して実施し、広く市内の障害のある方や、支援者が参加できるものが対象です。

### どんな費用が対象になるの？

消耗品費、印刷製本費、通信・運搬費、燃料費、手数料、保険料、広告料、使用料、賃借料、備品購入費などが対象です。

### 補助金交付までの流れ

※レクリエーション事業実施後の申請は受付できませんので、必ず事前に申請してください。

1

#### 申請書を提出

事業者等が実施したい内容を市に相談の上、申請します。



2

#### 決定通知

市が申請内容や添付書類を確認の上、決定して通知します。



事業実施

3

#### 実績報告

事業者等は事業が終了したら、市に報告します。



4

#### 確定通知

実施した内容を市が確認し、交付額を決定して通知します。



5

#### 補助金の請求

事業者等は市に補助金の請求をして、交付を受けます。



お問い合わせ

朝霞市 障害福祉課

電話:048-463-1599/ファックス:048-463-1025  
E-Mail:syogai\_fukusi@city.asaka.lg.jp